

平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会社名 KYB 株式会社
(登記社名 カヤバ工業株式会社)
代表者名 代表取締役社長執行役員
臼井 政夫
(コード番号 7242 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 永澤 裕彦
(TEL 03-3435-3545)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 93 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 商号

変更案第 1 条は、創立 80 周年を節目として、ブランドイメージをより強固にするため、「カヤバ工業株式会社」(英文表記: KAYABA INDUSTRY CO., LTD.) から「KYB 株式会社」(英文表記: KYB Corporation) に商号を変更するものであります。

なお、商号変更につきましては、附則により平成 27 年 10 月 1 日から実施することとし、商号変更の規定の変更の効力発生をもって当該附則は定款より削除するものといたします。

(2) 任期

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に適切に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮し、現行定款第 21 条(任期)について所要の変更を行うものであり、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。

(3) 剰余金の配当等の決定機関

機動的な配当政策および資本政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行い得るよう、変更案第 36 条(剰余金の配当等の決定機関)および同第 37 条(剰余金の配当の基準日)を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条(自己の株式の取得)、同第 37 条(剰余金の配当)、および同第 38 条(中間配当)を削除するものであります。

(4) 社外取締役および監査役(社外監査役に限らない)の責任免除

有能な人材の確保とその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役および監査役(社外監査役に限らない)の責任限定契約に関する変更案第 40 条(責任限定契約)を新設するものであります。

なお、当該規定の新設により、社外取締役と責任限定契約を締結することが可能となることにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

(5) その他、上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 24 日(水曜日)
定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 24 日(水曜日)

【別紙】

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第 1 条 当社はカヤバ工業株式会社と称し、英文では<u>KAYABA INDUSTRY CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>第 2 条～第 6 条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得) 第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 20 条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当) 第 37 条 <u>剰余金の配当は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第 38 条 <u>当社は取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(商号) 第 1 条 当社は<u>KYB株式会社</u>と称し、英文では<u>KYB Corporation</u>と表示する。</p> <p>第 2 条～第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 7 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第 21 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 36 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 37 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> (2) <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u> (3) <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 (2) 未払いの剰余金の配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 (2) 未払いの剰余金の配当金には利息をつけない。</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>第 8 章 社外取締役および監査役 (社外監査役に限らない) の責任免除</p> <p>(責任限定契約) 第 40 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役および監査役 (社外監査役に限らない) との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>附則 第 1 条 第 1 条 (商号) の規定の変更は、平成 27 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとする。 第 2 条 本附則は、附則第 1 条による第 1 条 (商号) の規定の変更の効力発生をもってこれを削除する。</p>

以 上